

藤枝市私立幼稚園就園奨励費補助金について

藤枝市では、幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園にお子さんを通園させているご家庭で、保育料等による経済的な負担の大きい方々を対象に保育料等の補助を行います。

1. 補助金を受けられる方

藤枝市民で、私立幼稚園に就園している児童の保護者で、次の「補助の対象となる世帯の範囲」に該当する方

2. 補助の対象となる世帯の範囲と補助金額

(1人につき)

補助の対象となる世帯の範囲		補助金額 (年額、限度額)		
		第1子	第2子	第3子以降
兄 <small>小</small> 姉 <small>学</small> が1年い以上の	・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・その年度の市民税が非課税の世帯	110,000円以内	131,000円以内	153,000円以内
	・その年度の市民税 所得割額が非課税となる世帯 (均等割のみ課税されている世帯)	88,000円以内	117,000円以内	145,000円以内
	・その年度の市民税 所得割額が 58,300円以下となる世帯	55,000円以内	81,000円以内	108,000円以内
	・その年度の市民税 所得割額が 58,400円以上80,000円以下となる世帯	33,000円以内	58,000円以内	83,000円以内
補助の対象となる世帯の範囲		補助金額 (年額、限度額)		
		第2子	第3子	第4子以降
兄 <small>小</small> 姉 <small>学</small> が1年い以上の	・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・その年度の市民税が非課税の世帯	112,000円以内	129,000円以内	153,000円以内
	・その年度の市民税 所得割額が非課税となる世帯 (均等割のみ課税されている世帯)	95,000円以内	110,000円以内	145,000円以内
	・その年度の市民税 所得割額が 58,300円以下となる世帯	60,000円以内	76,000円以内	108,000円以内
	・その年度の市民税 所得割額が 58,400円以上80,000円以下となる世帯	40,000円以内	51,000円以内	83,000円以内
補助の対象となる世帯の範囲		補助金額 (年額、限度額)		
		第1子	第2子	第3子以降
世帯等 ひとり親	・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・その年度の市民税が非課税の世帯	153,000円以内	153,000円以内	153,000円以内
	・その年度の市民税 所得割額が80,000円以下となる世帯	76,000円以内	153,000円以内	153,000円以内

(注1) 市民税の所得割額の算定は、園児と生計を同一とする父母の課税額の合計が基準となりますが、父母又は子を扶養申告している方がいる場合等は、その課税額の合算を対象とします。

(注2) 小学1年以上の兄弟がいない場合の「第1子」「第2子」「第3子以降」とは、同一世帯の幼稚園・こども園・保育園に就園している児童を年上から順に数えます。

(注3) 小学1年以上の兄弟がいる場合の「第2子」「第3子」「第4子以降」とは、同一世帯の小学1年生以上の子どもを年上から順に数えます。

(注4) ひとり親世帯等とは、ひとり親の世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。

(注5) 年度の途中入退園した場合は、所定の方法により算出します。

(注6) 保育料等の支払額が補助金額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。

(注7) 市民税住宅借入金等特別税額控除がある場合は、市民税所得割額に合算し、その合算額によって就園奨励補助金の対象になるかを判定します。

3. 補助金の申請と交付の時期

毎年6月に幼稚園を通じて申請をしていただき、翌年の3月に幼稚園を通じて交付します。

お問い合わせ先 藤枝市児童課 電話 (054) 643-3325 (直通)